資料4

前回計画と事務局案との記載内容比較表

前回計画の記載内容	作業部会案の記載内容	備考
１　計画策定の趣旨・経緯 音更町では、昭和５６年の「国際障害者年」を契機に、各種福祉施策の充実、公共施設の整備・改善などに積極的に取り組むとともに、平成１０年３月には、障がいがある人の自立と社会参加を促進するための中期的・体系的な施策の方向性を明らかにすることを目的に「音更町障害者福祉計画」を策定し、障がいがある人の「完全参加と平等」の実現を目標として計画的に障がい福祉施策を推進してきました。 この間、抜本的な制度改正が行われ、平成１５年４月には、従来の「措置制度」から、利用者が自ら事業者を選択・決定し、契約によりサービスを利用できる「支援費制度」に変わり、平成１８年４月には、「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種別にかかわらず、一元化してサービスを提供するとともに、それまでの入所施設中心の支援から地域生活を中心とした支援へと変わるなど、我が国の障がい者施策は大きな転換期を迎えることとなりました。 さらに、平成２５年４月には、「障害者自立支援法」の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に変更され、障害者手帳の交付を受けていない難病患者の一部もサービスの利用が可能になり、平成３０年４月には、生活と就労に対する支援の更なる充実と障がい児支援に係るニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るため、自立生活援助、就労定着支援及び居宅訪問型児童発達支援サービスなどが創設されました。 一方、全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指した関係法等の整備も進められ、平成２３年８月に「障害者基本法」の改正による障がいがある人の定義の見直し、平成２４年１０月に「障害者虐待防止法」の制定、平成２６年１月に「障がい者の権利に関する条約」の締結、そして、平成２８年４月には「障害者差別解消法」が施行されています。	１　計画策定の趣旨・経緯 音更町では、令和３（２０２１）年３月に「音更町がい者基本計画」、「第６期音更町障がい福祉計画」、「第２期音更町障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉に関する施策を総合的に推進してきました。 これまで、幾度も制度改正が行われ、平成１５（２００３）年４月には、従来の「措置制度」から、利用者が自ら事業者を選択・決定し、契約によりサービスを利用できる「支援費制度」に移行し、平成１８（２００６）年４月には、「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種別にかかわらず、一元化してサービスを提供するとともに、それまでの入所施設中心の支援から地域生活を中心とした支援へと変わるなど、我が国の障がい者施策は大きな転換期を迎えることとなりました。 さらに、平成２５（２０１３）年４月には、「障害者自立支援法」の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に変更され、障害者手帳の交付を受けていない難病患者の一部もサービスの利用が可能になり、平成３０（２０１８）年４月には、生活と就労に対する支援の更なる充実と障がい児支援に係るニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るため、自立生活援助、就労定着支援及び居宅訪問型児童発達支援サービスなどが創設されました。 一方、全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指した関係法等の整備も進められ、平成２３（２０１１）年８月に「障害者基本法」の改正による障がいがある人の定義の見直し、平成２４（２０１２）年１０月に「障害者虐待防止法」の制定、平成２６（２０１４）年１月に「障がい者の権利に関する条約」の締結、そして、平成２８（２０１６）年４月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されています。	・国の法改正などについて記載し、文章の構成を変更。 ・西暦を表記。 ・「各計画の年表について」の表を追加。（資料3参照）

	令和３（２０２１）年には、障害者差別解消法の改正があり、これまで努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が令和６（２０２４）年度から義務化となり、障がい者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組の促進が必要とされました。 また、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、社会福祉法に基づく事業と、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。	
こうした中で、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法により、市町村には、障がいがある人のための施策に関する基本的な計画である障害者計画、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する障害福祉計画、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する障害児福祉計画の策定が義務づけられ、本町においても「音更町障害（がい）者福祉計画（平成１０～１４、１６～２３、２４～令和２年度）」、「第１～５期音更町障がい福祉計画（平成１８～２０、２１～２３、２４～２６、２７～２９、３０～令和２年度）」、「第１期音更町障がい児福祉計画（平成３０～令和２年度）」をそれぞれ策定しました。	こうした中で、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法により、市町村には、障がいがある人のための施策に関する基本的な計画である障害者計画、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する障害福祉計画、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する障害児福祉計画の策定が義務づけられ、本町においても平成１０（１９９８）年度に「音更町障害（がい）者福祉計画、平成１８（２００６）年度に「第１期音更町障がい福祉計画、平成３０（２０１８）年度に「第１期音更町障がい児福祉計画」をそれぞれ策定し、関係法令等に合わせて見直しを行ってきました。	
これまでの計画では、国の基本指針等において設定することとされた数値目標をはじめ、本町独自の就労支援に関する数値目標の設定、目指す姿の設定、工程表を作成等するとともに、自立支援協議会の立上げ及び専門部会の設置、職場体験事業の開始、障がい者基幹相談支援センター及び子ども発達支援センターの設置、広域による地域生活支援拠点等の整備などに取り組み、計画の着実な推進に努めてきました。	これまでの計画では、国の基本指針等において設定することとされた数値目標をはじめ、本町独自の就労支援に関する数値目標の設定、目指す姿の設定、工程表等を作成するとともに、自立支援協議会の立上げ及び専門部会の設置、職場体験事業の開始、障がい者基幹相談支援センター及び子ども発達支援センターの設置、広域による地域生活支援拠点等の整備などに取り組み、計画の着実な推進に努めてきました。	
この度、「音更町障がい者福祉計画」「第５期音更町障がい福祉計画」及び「第１期音更町障がい児福祉計画」で定めるべき事項を包括した「おとふけ障がい福祉総合プラン」の計画期間が全て終了するため、その進捗状況を踏まえた上で、新たな計画を策定し、障がい福祉施策の一層の推進を図る必要があります。	この度、「おとふけ障がい福祉総合プラン２０２１」の前期実施計画である「第６期音更町障がい福祉計画」及び「第２期音更町障がい児福祉計画」の計画期間が終了するため、新たに中期実施計画として「第７期音更町障がい福祉計画」及び「第３期音更町障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の一層の推進を	

このため、「音更町障がい者基本計画」、「第６期音更町障がい福祉計画」、「第２期音更町障がい児福祉計画」で定めるべき事項を包括した「おとふけ障がい福祉総合プラン２０２１」を策定し、引き続き本町の障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進していきます。 また、「おとふけ生きいきプラン21(音更町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」、「音更町子ども・子育て支援事業計画」その他の関連する各種計画との整合性を図りながら、横断的な施策の推進にも努めます。	図る必要があります。 このため、「音更町障がい者基本計画」、「第７期音更町障がい福祉計画」、「第３期音更町障がい児福祉計画」で定めるべき事項を包括した「おとふけ障がい福祉総合プラン２０２４」を策定し、引き続き本町の障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進していきます。 また、「おとふけ生きいきプラン21(音更町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」、「音更町子ども・子育て支援事業計画」その他の関連する各種計画との整合性を図りながら、横断的な施策の推進にも努めます。	

前回計画の記載内容	作業部会案の記載内容	備考
２　計画の位置づけ・構成 この計画は、本町のまちづくり全分野にわたる目指すべき方向性と施策等を定めた第６期音更町総合計画の部門別計画の一つです。障がい福祉施策の基本的な方向性や考え方を示す基本計画と、基本計画を実現するための施策の方向を定める実施計画から構成されます。	２　計画の位置づけ・構成 この計画は、本町のまちづくり全分野にわたる目指すべき方向性と施策等を定めた第６期音更町総合計画の部門別計画の一つです。障がい福祉施策の基本的な方向性や考え方を示す基本計画と、基本計画を実現するための施策の方向を定める実施計画から構成されます。 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、ＳＤＧｓ）とは、平成２７（２０１５）年９月の国連サミットで採択された、平成２８（２０１６）年から令和１２（２０３０）年の１５年間で達成するために定められた国際目標です。 本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参加を目指し、取組を進めていきます。	・ＳＤＧｓについて記載。 ・「本計画に関連するＳＤＧｓ」の表を追加。（資料3参照）
３　計画期間 基本計画（この計画の第１章が該当します。）の計画期間は、令和３年度から令和１１年度までの９年間とします。実施計画の計画期間は、今回策定する前期実施計画（この計画の第２章と第３章が該当します。）が令和３年度から令和５年度まで、中期実施計画が令和６年度から令和８年度まで、後期実施計画が令和９年度から令和１１年度までのそれぞれ３年間とします。	３　計画期間 基本計画（この計画の第１章が該当します。）の計画期間は、令和３（２０２１）年度から令和１１（２０２９）年度までの９年間とします。実施計画（この計画の第２章と第３章が該当します。）の計画期間は、前期実施計画が令和３（２０２１）年度から令和５（２０２３）年度まで、今回策定する中期実施計画が令和６（２０２４）年度から令和８（２０２６）年度まで、後期実施計画が令和９（２０２７）年度から令和１１（２０２９）年度までのそれぞれ３年間とします。	
４　対象者の範囲 この計画の対象者は、障害者基本法に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人のほか、同法改正の際の附帯決議や障害者総合支援法の主旨に則して、いわゆる難病等特定疾患がある人や高次脳機能障がいがある人も含めます。	４　対象者の範囲 この計画の対象者は、障害者基本法に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人のほか、同法改正の際の附帯決議や障害者総合支援法の主旨に則して、いわゆる難病等特定疾患がある人や高次脳機能障がいがある人も含めます。	

前回計画の記載内容	作業部会案の記載内容	備考
１　音更町の障がいがある人の状況 （１）音更町の人口 　音更町の人口は、平成２７年度末の４５，２１１人（住民基本台帳）から４年間で１，０７５人減り、令和元年度末には４４，１３６人となっています。また、平成２７年度末に２６．３％だった６５歳以上の人の割合は２８．６％になっています。 （２）身体障がいがある人の状況 　音更町の身体障害者手帳所持者数は、平成２７年度末の２，２９０人から２０３人減り、令和元年度末で２，０８７人となっています。 　また、いわゆる重度障がい（１級と２級）の人が占める割合は、平成２７年度末が４５．４％で、令和元年度末が４４．９％であり、ほぼ横ばいの推移となっています。 　令和元年度末の障がい種別の構成比は、視覚障がいが３．２％、聴覚・平衡機能障がいが７．７％、音声機能・言語機能・そしゃく機能障がいが０．７％、肢体不自由が５７．６％、心臓・腎臓・呼吸器等の内部障がいが３０．８％となっており、過去５年間を比較しても、ほぼ同様の割合で推移していますが、聴覚・平衡機能障がいのある人の割合が少し減り、内部障がいのある人の割合が少し増えてきている状況にあります。 （３）知的障がいがある人の状況 　音更町の療育手帳所持者数は、平成２７年度末の３９４人から５８人増え、令和元年度末には４５２人となっています。 　障がい等級別では、令和元年度の重度であるＡ判定の人の割合と中軽度であるＢ判定の人の割合がそれぞれ３３．６％と６６．４％で、平成２７年度末とほぼ同率であり、過去５年間を比較しても、ほぼ同様の割合で推移しています。	１　音更町の障がいがある人の状況 （１）音更町の人口 　音更町の人口**（住民基本台帳）**は、平成３０（２０１８）年度末の４４，３７９人から４年間で１，２７４人減り、令和４（２０２２）年度末には４３，１０５人となっています。また、平成３０（２０１８）年度末に２８．２％だった６５歳以上の人の割合は２９．８％になっています。 （２）身体障がいがある人の状況 　音更町の身体障害者手帳**の交付者**数は、平成３０（２０１８）年度末の２，１５７人から２６８人減り、令和４（２０２２）年度末で１，８８９人となっています。 　また、いわゆる重度障がい（１級と２級）の人が占める割合は、平成３０（２０１８）**年**度末が４５．９％で、令和４（２０２２）年度末が４５．８％であり、ほぼ横ばいの推移となっています。 　令和４（２０２２）年度末の障がい種別の構成比は、視覚障がいが３．７％、聴覚・平衡機能障がいが９．８％、音声機能・言語機能・そしゃく機能障がいが０．７％、肢体不自由が５２．９％、心臓・腎臓・呼吸器等の内部障がいが３２．９％となっており、過去５年間を比較しても、ほぼ同様の割合で推移していますが、**肢体不自由**のある人の割合が**減少し**、内部障がいのある人の割合が**微増し**ている状況にあります。 （３）知的障がいがある人の状況 　音更町の療育手帳**の交付者**数は、平成３０（２０１８）年度末の４４０人から５２人増え、令和４（２０２２）年度末には４９２人となっています。 　障がい等級別では、重度であるＡ判定の人の割合と中軽度であるＢ判定の人の割合**は令和４（２０２２）**年度末がそれぞれ３１．３％と６８．７％で、平成	

前回計画の記載内容	作業部会案の記載内容	備考
	３０（２０１８）年度末がそれぞれ３５．５％と６４．５％であり、Ａ判定の人の割合が減少しＢ判定の人の割合が微増しています。	
（４）精神障がいがある人の状況 音更町の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成２７年度末の２５２人から４８人増え、令和元年度末には３００人となっています（通院や入院をしていても手帳を持たない人は含みません）。また、自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）の受給者数は、平成２７年度末現在の６２６人から１５７人増え、令和元年度末現在では７８３人となっています。	（４）精神障がいがある人の状況 音更町の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、平成３０（２０１８）年度末の２９３人から４４人増え、令和４（２０２２）年度末には３３７人となっています（通院や入院をしていても手帳を持たない人は含みません。）。また、自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）の受給者数は、平成３０（２０１８）年度末現在の７６９人から１１１人増え、令和４（２０２２）年度末現在では８８０人となっています。	
（５）難病等特定疾患がある人の状況 音更町の難病患者数（難治性特定疾患医療費給付対象者数）は、平成２７年度末の３９２人から、令和元年度末には３９５人となっており、ほぼ横ばいで推移しています。 なお、小児慢性特定疾患医療受給者は、令和元年度末で４２人となっています。	（５）難病等特定疾患がある人の状況 音更町の難病患者数（難治性特定疾患医療費給付対象者数）は、平成３０（２０１８）年度末の３８４人から、令和４（２０２２）年度末には４４１人となっており、増加してきている状況にあります。 なお、小児慢性特定疾患医療受給者は、令和４（２０２２）年度末で４６人となっています。	
（６）発達障がいがある人の状況 発達障がいは、平成１７年４月に施行された発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。 発達障がいは、いろいろな特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多いため、診断が難しく、また、固有の支援制度等もないことから、正確な人数の把握が難しい状況にありますが、平成２８年度の厚生労働省の調査では、医師から発達障がいと診断された人が全国で約４８万１千人いると推計されています。	（６）発達障がいがある人の状況 発達障がいは、平成１７（２００５）年４月に施行された発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。 発達障がいは、いろいろな特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多いため、診断が難しく、また、固有の支援制度等もないことから、正確な人数の把握が難しい状況にありますが、平成２８（２０１６）年度の厚生労働省の調査では、医師から発達障がいと診断された人が全国で約４８万１千人いると推計されています。	

前回計画の記載内容	作業部会案の記載内容	備考
（７）高次脳機能障がいがある人の状況 高次脳機能障がいは、脳梗塞や脳出血、くも膜下出血といった脳血管疾患や、交通事故等による脳外傷、脳炎、低酸素脳症等で脳を損傷した際の後遺症として見られるもので、「突然人が変わったようになる」「少し前に言われたことをすぐ忘れてしまう」等の症状が現れ、日常生活や社会生活に制約が出てしまうことがあります。 高次脳機能障がいは、外見上からはわかりにくいため、「見えにくい障がい」といわれ、十分な理解が得られていない実態にあり、正確な人数の把握が難しい状況にありますが、平成２８年度の厚生労働省の調査では、医師から高次脳機能障がいと診断された人が全国で約３２万７千人いると推計されています。 （８）音更町の人口に占める障がい等がある人の割合 音更町の人口に対して６．４％の人が何らかの手帳を所持しています（前期計画策定時６．６％）。 また、発達障がいがある人や高次脳機能障がいがある人を含めると、潜在的には人口に対して約１割の人が何らかの障がいがあると考えられます。 （９）施設入所、入院している人の状況 施設入所者は、平成２８年度末の１０３人から１人減り、令和元年度末では１０２人となっています。 利用している施設の所在地は、町内が３８人（平成２８年度末現在）から３７人（令和元年度末現在）に、町外は、平成２８年度末、令和元年度末ともに６５人になりました。 精神科病院に入院している人は、地域精神保健医療福祉社会資源分析データベースにより公表されている数値によると、平成３０年６月末現在で４０人おり、そのうちの９人が１年以上入院している状況にあります。	（７）高次脳機能障がいがある人の状況 高次脳機能障がいは、脳梗塞や脳出血、くも膜下出血といった脳血管疾患や、交通事故等による脳外傷、脳炎、低酸素脳症等で脳を損傷した際の後遺症として見られるもので、「突然人が変わったようになる」「少し前に言われたことをすぐ忘れてしまう」等の症状が現れ、日常生活や社会生活に制約が出てしまうことがあります。 高次脳機能障がいは、外見上からはわかりにくいため、「見えにくい障がい」といわれ、十分な理解が得られていない実態にあり、正確な人数の把握が難しい状況にありますが、平成２８（２０１６）年度の厚生労働省の調査では、医師から高次脳機能障がいと診断された人が全国で約３２万７千人いると推計されています。 （８）音更町の人口に占める障がい等がある人の割合 音更町の人口に対して６．３％の人が何らかの手帳を所持しています（前期計画策定時６．４％）。 また、発達障がいがある人や高次脳機能障がいがある人を含めると、潜在的には人口に対して約１割の人が何らかの障がいがあると考えられます。 （９）施設入所、入院している人の状況 施設入所者は、令和元（２０１９）年度末の１０２人から６人減り、令和４（２０２２）年度末では９６人となっています。 利用している施設の所在地は、町内が３７人（令和元（２０１９）年度末現在）から３４人（令和４（２０２２）年度末現在）に、町外は、６５人（令和元（２０１９）年度末現在）から６２人（令和４（２０２２）年度末現在）になりました。 精神科病院に入院している人は、地域精神保健医療福祉社会資源分析データベースにより公表されている数値によると、令和４（２０２２）年６月末現在で３０人おり、そのうちの７人が１年以上入院している状況にあります。	

前回計画の記載内容	作業部会案の記載内容	備考
（参考）障がいがある人の今後の推計値 音更町の令和元年度末の各世代に占める障がいがある人（各種手帳の交付を受けている人）の割合を、令和１１年度の人口推計値（※）の世代別人口に当てはめて推計すると、障がいがある人の人数は、令和元年度末で人口４４，１３６人に対して２，９６５人ですが、令和１１年度には人口４２，７４０人に対して３，１５０人になるものと見込まれます。 このことから、人口の減少にかかわらず、手帳の所持率が高い高齢者人口が増えていくことにより、障がいがある人も増加する可能性があるものと推測されます。 ※人口推計値（令和１１年・人口４２，７４０人）は、「音更町第６期総合計画」で試算した数値を基に推計したものを使用しています。	（参考）障がいがある人の今後の推計値 音更町の令和４（２０２２）年度末の各世代に占める障がいがある人（各種手帳の交付を受けている人）の割合を、令和１１（２０２９）年度の人口推計値（※）の世代別人口に当てはめて推計すると、障がいがある人の人数は、令和４（２０２２）年度末で人口４４，１０５人に対して２，７１８人ですが、令和１１（２０２９）年度には人口４２，７４０人に対して２，９４２人になるものと見込まれます。 このことから、人口の減少にかかわらず、手帳の交付率が高い高齢者人口が増えていくことにより、障がいがある人も増加する可能性があるものと推測されます。 ※人口推計値（令和１１（２０２９）年・人口４２，７４０人）は、「音更町第６期総合計画」で試算した数値を基に推計したものを使用しています。	
２　音更町民が利用できる障がい福祉サービス 障害者総合支援法と児童福祉法の規定により、利用できる主な障がい福祉サービスは次のとおりとなっています。 〇サービスの一覧表：省略	２　音更町民が利用できる障がい福祉サービス 障害者総合支援法と児童福祉法の規定により、利用できる主な障がい福祉サービスは次のとおりとなっています。 〇サービスの一覧表：省略	

前回計画の記載内容	作業部会案の記載内容	備考
３　障がい福祉サービスの提供体制の現状と評価 （１）サービス利用の状況について 　本町における障がい福祉サービスの見込みと実績値については、次の表のとおりとなっています。おおむね見込みを上回る実績値となっていますが、就労移行支援や就労継続支援Ａ型、施設入所支援（※）等が見込みを下回る実績値となっています。 　特に、放課後等デイサービスの伸びが大きい状況にありますが、これは、サービスを提供する事業所が増えたことや、健診等により早期に発達面で心配のある子をサービス利用につなげることができていることが理由であると考えられます。 　※　施設入所支援については、地域移行を進める観点から減少させることが目標となっています。 〇過去３か年のサービス利用見込み及びその実績表：省略 （２）アンケート調査結果の概要について 　障がい福祉サービスの利用見込みや今後の施策を検討する上での資料とするため、在宅や施設で生活している人に対してアンケート調査を実施しました。結果の概要は、次のとおりですが、自由記載欄でも、施策に関する具体的な提案等もいただくことができましたので、今後の参考とさせていただきます。 　〇アンケート調査の概要及び主な回答内容：省略	３　障がい福祉サービスの提供体制の現状と評価 （１）サービス利用の状況について 　本町における障がい福祉サービスの見込みと実績値については、次の表のとおりとなっています。療養介護や生活介護、就労移行支援などの就労系サービスはおおむね見込みに近い実績値となっていますが、自立訓練（機能訓練・生活訓練）・宿泊型自立訓練については、事業所が限られていることもあり見込みを下回る実績値となっています。また、短期入所については大幅に見込みを下回っていますが、新型コロナウイルス感染症の流行で利用受け入れができない状況が続いた影響が大きいと考えられます。訪問系サービスでは、人数に変化はないものの利用時間が増加しており、一人にかかる時間が増えていることがわかります。相談支援についてはほぼ見込みどおりの実績値となっています。 　また、児童発達支援はほぼ見込みどおり、放課後等デイサービスは利用人数は見込みよりも実績値は少ないものの、利用日数は増加しており、複数回利用者の割合が増えていると考えられます。 　※　施設入所支援については、地域移行を進める観点から減少させることが目標となっています。 〇過去３か年のサービス利用見込み及びその実績表：省略 （２）アンケート調査結果の概要について 　障がい福祉サービスの利用見込みや今後の施策を検討する上での資料とするため、在宅や施設で生活している人に対してアンケート調査を実施しました。結果の概要は、次のとおりですが、自由記載欄でも、施策に関する具体的な提案等もいただくことができましたので、今後の参考とさせていただきます。 　〇アンケート調査の概要及び主な回答内容：省略	時点修正

前回計画の記載内容	作業部会案の記載内容	備考
Ⅲ　計画の基本的な考え方 １　計画の基本目標 　障がいがある人が、その持てる能力と個性を十分に発揮しながら、地域で生きいきとした生活を送ることができるよう、全ての人が共に社会の構成員として安心して暮らしていける「地域共生社会」の考え方に基づき、「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」を基本目標とします。 ２　計画の基本方針 　基本目標である「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」を達成するため、５つの基本方針に基づき施策を推進します。 （１）さまざまな状況を踏まえた支援 　支援が必要な人の特性や生活環境などを踏まえた支援を実施するため、一人ひとりのニーズを的確に把握するための相談支援体制やそのニーズに応じるためのサービス提供体制の充実を目指します。 （２）子どもの健やかな育成のための支援 　障がいのある子どもがその能力を発揮して、自らの決定に基づき社会活動に参加できるようにするため、乳児期や学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフサイクル全体を通じた支援の実施を目指します。 （３）障がいに対する理解や配慮の促進 　障がいのある人が地域であたり前に生活する社会にするため、障がいに対する理解を深め、その人の特性に応じた配慮が行われることにより、差別や偏見等のない社会の実現を目指します。	Ⅲ　計画の基本的な考え方 １　計画の基本目標 　障がいがある人が、その持てる能力と個性を十分に発揮しながら、地域で生きいきとした生活を送ることができるよう、全ての人が共に社会の構成員として安心して暮らしていける「地域共生社会」の考え方に基づき、「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」を基本目標とします。 ２　計画の基本方針 　基本目標である「障がいの有無にかかわらずあたり前に生活できるまち」を達成するため、５つの基本方針に基づき施策を推進します。 （１）さまざまな状況を踏まえた支援 　支援が必要な人の特性や生活環境などを踏まえた支援を実施するため、一人ひとりのニーズを的確に把握するための相談支援体制やそのニーズに応じるためのサービス提供体制の充実を目指します。 （２）子どもの健やかな育成のための支援 　障がいのある子どもがその能力を発揮して、自らの決定に基づき社会活動に参加できるようにするため、乳児期や学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフサイクル全体を通じた支援の実施を目指します。 （３）障がいに対する理解や配慮の促進 　障がいのある人が地域であたり前に生活する社会にするため、障がいに対する理解を深め、その人の特性に応じた配慮が行われることにより、差別や偏見等のない社会の実現を目指します。	

前回計画の記載内容	作業部会案の記載内容	備考
（４）ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した支援 　ＩＣＴ（情報通信技術）の急速な進展により、社会のあらゆる場面で導入されている状況を踏まえ、障がいのある人の情報格差の解消やより効果的な情報提供体制の構築を図るため、ＩＣＴを活用した支援の実施を目指します。 （５）安全・安心を確保するための支援 　近年の大規模災害の多発や感染症の流行等の状況を踏まえ、障がいのある人が災害や犯罪などに巻き込まれないよう支援するなど、地域生活での安全・安心を確保するための支援の実施を目指します。 ３　施策の区分 　基本方針で示した視点に基づき、各種課題を効率的かつ効果的に解決していくため、３つの施策に区分して、各種取組を総合的に進めていきます。 （１）生活支援体制の充実 （２）自立した生活や社会参加の促進 （３）誰もが暮らしやすい社会の実現	（４）ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した支援 　ＩＣＴ（情報通信技術）の急速な進展により、社会のあらゆる場面で導入されている状況を踏まえ、障がいのある人の情報格差の解消やより効果的な情報提供体制の構築を図るため、ＩＣＴを活用した支援の実施を目指します。 （５）安全・安心を確保するための支援 　近年の大規模災害の多発や感染症の流行等の状況を踏まえ、障がいのある人が災害や犯罪などに巻き込まれないよう支援するなど、地域生活での安全・安心を確保するための支援の実施を目指します。 ３　施策の区分 　基本方針で示した視点に基づき、各種課題を効率的かつ効果的に解決していくため、３つの施策に区分して、各種取組を総合的に進めていきます。 （１）生活支援体制の充実 （２）自立した生活や社会参加の促進 （３）誰もが暮らしやすい社会の実現	